



2023年9月25日

お客さま各位

## 「経営者保証に関する取組方針」の制定について

岐阜信用金庫（理事長 好岡政宏、以下「当金庫」といいます。）は、「経営者保証に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という）」の趣旨や内容を踏まえ、「経営者保証に関する取組方針」を制定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

これまでも「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、誠実に対応するよう努めておりましたが、今回の取組方針の制定により、今まで以上にお客さまの事業の理解に基づくご融資やコンサルティング機能を発揮することで、お客さまの更なる成長や地域社会の発展に向け取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 制定日

2023年9月25日(月)

#### 2. 経営者保証に関する取組方針

別紙の通り

## 経営者保証に関する取組方針

岐阜信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくうえで検討いたします。
- 事業性評価等の内容を踏まえて、総合的な判断を行います。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上